

## はじめに

高知点字図書館は、昭和42年に高知市立高知市民図書館に併設して開館以来、県内で唯一の点字図書館として、点訳図書や録音図書の製作、貸出しをはじめ、視覚障害者に情報を提供してきた。しかし、蔵書の増加による書庫の狭隘化や情報機器の普及に伴う情報提供のあり方の変化など、環境の変化に対応して利用者のニーズに応えられる施設となることが求められている。

このたび、高知県と高知市では、高知市立追手前小学校敷地を候補地として、高知県立図書館と高知市立高知市民図書館を一体的に整備するための基本構想を検討している。この新図書館の整備計画に伴い、高知点字図書館についても、新図書館に併設する新点字図書館として移転整備し、機能の充実を図ることを目的として、平成22年11月30日に「新点字図書館基本構想検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が高知市により設置された。

また、高知点字図書館が県内で唯一の点字図書館であることから、高知市内だけでなく、県内全域の視覚に障害のある方々へのサービスを提供する施設とするため、高知県も第2回の検討委員会から事務局に加わり、県市合同で設置する検討委員会として、新点字図書館のあり方について検討した。

点字図書館は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者社会参加支援施設のひとつであるため、これまでは視覚障害者を対象としたサービスを実施してきた。しかし、高齢化が進み、今後も視覚による読書に障害のある方が増加することが予想される中で、視覚障害をはじめとする視覚による読書に障害のある方への情報提供を行う専門機関として、公共図書館と連携して読書支援を充実させていくことが求められている。

この中間報告書は、こうした環境の変化を踏まえ、新点字図書館が県内の視覚による読書に障害のある方を対象として、読書支援や読書を通じた利用者のニーズに応えられる情報提供の拠点施設となるよう、サービス内容や運営のあり方などの論議をもとに取りまとめたものである。

当検討委員会では、この中間報告書（案）をもとに県民市民の皆様から意見を募集し、その意見も踏まえ必要な議論を行った後に、最終案を取りまとめていきたいと考えている。

## 第1 高知点字図書館の現状と課題

### 1 施設及び職員配置

高知点字図書館は、昭和42年の開設以来、44年が経過しており施設の老朽化や耐震上の問題とともに、毎年増え続ける点字図書や録音図書が本来の書庫に収納しきれず、通路や事務室の側壁などあらゆるスペースに収蔵しているなど、狭隘化が著しい状況である。

加えて、情報環境の急速な進展に対応した機器の更新が不十分な状況があるなど、機材面での課題も抱えている。

また、身体障害者社会参加支援施設である点字図書館の設備及び運営に関する基準では、司書等の専門職の配置が必要とされているが、高知点字図書館には専門職が配置されていないため、利用者のニーズに応じた専門的なサービスの提供やボランティア活動への支援が十分でない状況にある。

【蔵書】点字図書 9,901タイトル(31,961冊)  
録音図書 17,101タイトル(66,127巻)  
※うちNHK厚生文化事業団委託録音図書  
850タイトル(6,997巻)  
※高知県点字文庫 4,885冊

#### 【中国・四国地域の点字図書館】

	専用面積(m <sup>2</sup> )	正職員(専任)	その他職員
<b>高知点字図書館</b>	<b>353.10</b>	<b>5人</b>	<b>2人</b>
香川県視覚障害者福祉センター	385.00	5人	6人
愛媛県視聴覚福祉センター点字図書館	468.47	3人	7人
徳島県立障害者交流プラザ視聴覚障害者支援センター	457.40	6人	6人
広島県立視覚障害者情報センター	1,058.50	4人	4人
鳥取県ライトハウス点字図書館	222.45	5人	0人
島根ライトハウス	590.40	8人	0人
島根県西部視聴覚障害者情報センター	592.86	3人	3人
岡山県視覚障害者センター	759.12	5人	1人
山口県点字図書館	山口県立図書館内	0人	5人
山口県盲人福祉協会点字図書館	516.12	5人	0人

※その他職員とは、兼任職員、非常勤職員、臨時職員、嘱託職員、日々雇用、パート職員

## 2 図書の製作とボランティアの育成

高知点字図書館には、点字図書や録音図書などの複製図書を製作することが重要な役割として求められており、今後、データのデジタル化など情報環境の変化や多様化している利用者のニーズに対応して、図書の製作機能を充実する必要がある。

こうした図書の製作には、点訳ボランティアや音訳ボランティアの存在が重要であり、高知点字図書館では毎年ボランティアを養成しているが、実際に活動しているボランティアの人数は横ばい状態であることから、活動を継続するための支援が十分でない状況にある。

### 【ボランティアの活動状況】（平成 22 年 4 月 1 日現在）

点訳ボランティア	97人
音訳ボランティア	88人
点訳校正ボランティア	5人
対面読書ボランティア	21人

### 【ボランティアの図書製作数】（平成 21 年度実績）

点字図書	135タイトル（722冊）
録音図書（カセット）	57タイトル（317巻）
録音図書（デイジー）	55タイトル（55枚）

#### 《デイジー図書とは》

DAISY（**D**igital **A**ccessible **I**nformation **S**ystem）の略で、録音図書などに利用されている。これまで主に視覚障害者などの利用のために使われてきた技術であるが、いまは様々な利用が進んでいる。

利用の特長として目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる。

また、デジタルデータとしての利用ができるためCD、USB、携帯端末等での利用ができるようになっている。

### 3 利用実績

高知点字図書館の個人利用登録者数は、高知市においては、身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者1,129人中271人(登録率24%)、また、高知市を除く県内の市町村では、同じく2,161人中106人(5%)、高知県全体では3,290人中377人(11%)となっており、視覚障害者に対する情報提供の必要性から考えると、十分に利用されているとは言い難い状況にある。

その理由として、高知点字図書館で行っているサービスの周知や福祉機関との連携が不十分であることや、施設の老朽化や使い勝手の悪さなどが考えられる。

【利用登録者数】(平成22年9月現在)

		登録者数	視覚障害者数	備考
個人	高知市	271	1,129	登録率24%
	高知市除く市町村	106	2,161	登録率5%
	高知県内計	377	3,290	登録率11%
	県外	130		
施設・団体		376		
合計		883		

【利用状況】(平成21年度実績)

	利用人数	利用数	備考
点字図書	延べ 598人	746タイトル	
点字データのダウンロード	—	11,985回	
音訳図書	延べ 3,515人	10,229タイトル	
JBニュース	延べ 9,594人	234回	
対面朗読	実人員 7人	153回	延時間306時間

## 第2 新点字図書館がめざすもの

### 1 県内全域を対象とした視覚による読書に障害のある方へのサービス

平成22年1月に著作権法が改正施行され、これまで身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者のみに認められていた録音図書等の複製図書の利用が、「視覚による表現の認識に障害のある者」にも認められるとともに、公共図書館等においても複製図書の製作と貸出しができるようになった。

このため、新点字図書館は、今後の高齢化の進行による弱視者の増加などを踏まえ、現在、視覚障害者に限定している利用対象者の範囲を見直し、サービスの内容や施設整備のあり方を検討するとともに、新図書館をはじめ、県内の公共図書館と連携し、読書に障害のある方へのサービスが充実できるよう取り組んでいく必要がある。

### 2 公共図書館や福祉機関との連携による利用者支援の充実

新点字図書館は、県内全域で点字図書館のサービスを必要としている人が利用できるよう、新図書館をはじめ、県内の公共図書館と連携してサービスを提供するとともに、福祉機関との連携を強化し、サービス内容の広報や相談支援事業などを通じた利用の促進を図る必要がある。

### 3 情報環境の変化に対応した利用者支援の充実

近年の情報環境の急速な変化により、デジタル化されたデータの利用が進んでおり、視覚による読書に障害のある方も、インターネットの利用やパソコンの操作をはじめ、デイジー図書再生機など読書のための専用機器の利用が必要になっている。

新点字図書館では、利用者に対して、こうした情報機器が利用できるよう支援することが必要であり、そのためには、職員の専門性を確保することが不可欠である。

### 4 ボランティアとの協働の推進

新点字図書館の運営においても、ボランティアとの協働が不可欠であり、引き続きボランティアの育成を行うとともに、専門性の向上への支援や、継続して活動できるようコーディネートするなど、支援体制を充実する必要がある。

新点字図書館は、開館後、読書環境の変化に対応しながら、長期にわたって県民市民が利用可能な施設となる必要がある。

本検討委員会では、こうした課題認識から、次の5つのテーマを柱として、新点字図書館のあり方について検討した。

- 1 著作権法の改正への対応
- 2 これからのサービスのあり方
- 3 情報環境の変化に対応した利用者支援の充実
- 4 ボランティアの育成と協働の推進
- 5 新点字図書館の運営

### 第3 新点字図書館のあり方について

新点字図書館は、著作権法の改正や、情報支援機器やICT環境の充実に伴う利用者のニーズの変化などに対応するため、専門機関としてのサービスの質の向上はもとより、他の公共図書館や福祉機関との連携による、全県的な利便性の向上に努めなければならない。

#### 1 著作権法の改正への対応

##### (1) 新点字図書館の役割について

これまで、点字図書館の利用については、身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者を対象としていたが、より広い範囲の方にサービスを提供する必要があることから、新点字図書館は、身体障害者手帳の交付の有無にかかわらず視覚による読書に障害のある方々が利用できる施設とする。

また、改正著作権法では、公共図書館においても複製図書の製作が認められるようになったことから、合築する新図書館においても障害者サービスを視野に入れた情報提供を行う必要がある。そのため、この分野に実績とノウハウがある新点字図書館は、新図書館や他の公共図書館が行う障害者サービスを支援していく必要がある。

##### (2) 点字図書館の改称について

高知点字図書館は、身体障害者福祉法第34条に位置付けられた視聴覚障害者情報提供施設として、視覚障害者に対する点字図書や録音図書の製作と貸出しを行ってきた。

しかし、設立当時と異なり、点字図書に加えて、録音図書等の利用が増加してきており、さらに今後は、生活情報の提供やインターネット等ICT機器の利用にも対応していく必要があることから、「高知点字図書館」の名称をより実態にあわせ、わかりやすい名称に変える必要があると考える。

全国的には、「〇〇視覚障害者センター」「〇〇視覚障害者情報センター」とする施設が多く見受けられるが、これらも参考に新点字図書館が利用しやすい施設となるよう新しい名称の検討が必要である。

## 2 これからのサービスのあり方

### (1) 新図書館の図書館支援ネットワーク等を活用した利用の拡大

新図書館と連携することにより、図書館の物流ネットワークを活用して最寄りの図書館まで配送することで、無料郵便制度を利用できない視覚障害者以外の方も、新点字図書館の蔵書を利用しやすい状況にし、全県的な利便性の向上を図る必要がある。

また、図書が流通することによりそれぞれの図書館と新点字図書館との連携と協力が期待できる。

- ① 高知県立図書館の物流ネットワークの活用
- ② 高知市民図書館の分室・分館への物流システムの活用
- ③ 高知県立図書館、市町村立図書館等との連携協力による、図書貸出しの利便性向上

### (2) 福祉機関との連携による利用の拡大

新点字図書館の利用率の向上を図るためには、サービスの内容を充実させるとともに、存在や役割を周知することが必要である。

そのために、市町村の福祉の窓口や相談支援事業所をはじめとする福祉機関等との連携を強化する必要がある。

- ① 市町村窓口でのパンフレットの配布や、市町村広報紙による点字図書館の事業の紹介など連携による広報活動の強化
- ② ルミエールサロン（視覚障害者向け機器展示室）の出張展示等と連携したデイジー図書再生機など視覚障害者等の読書を支援する機器等や点字図書館の事業の紹介
- ③ 視覚障害者生活訓練指導員や地域の相談支援事業所との連携を強化した点字図書や録音図書の利用ができていない方などに対する利用の支援



#### 《ルミエールサロンとは》

##### 視覚障害者向け機器展示室

見えづらかったり、見えないことによる日常生活の不便さを解消するための様々な機器や便利グッズを約500点展示しており、専門スタッフ（視覚障害者生活訓練指導員）が説明、相談を受ける。

ルミエールサロンまで来ることができない方は、専門スタッフが訪問相談を行う。

○展示品例 各種ルーペ、拡大読書器、音声血圧計、音声体温計、音声体重計、音声時計、音声パソコン、倒れてもこぼれない醤油さし など

○開設日 月～金曜日 9：00～17：00

○場 所 高知市大膳町6-32（高知県立盲学校内）

○電 話 088-823-8820 ※事前予約が必要

### （3）図書館のユニバーサル化の推進

新図書館においては、対面読書や拡大図書など読書が困難な方々への対応を図ることにより、図書館のユニバーサル化を図ることが望まれる。新点字図書館は、そのために必要な支援をしていく必要がある。

### （4）職員の専門性の確保と資質向上

新点字図書館の事業は、さまざまな専門的な対応が必要である。また、情報環境の変化への対応やボランティアの充実等に対応するため、専門職を配置するとともに、研修や情報機器の習熟などによる資質の向上を図っていくことが必要である。

#### ① 司 書

選書や点訳・音訳のための調査、レファレンス・サービス、各地の公共図書館等との連携

#### ② 情報支援員

進化する情報機器の操作や情報入手のための支援

#### ③ コーディネーター

ボランティア活動の調整や読書を通じて把握した相談内容に応じた助言、福祉の窓口や相談支援事業所など関係機関の紹介

#### 《レファレンス・サービスとは》

利用者の問い合わせに図書館資料（本や雑誌、新聞、データベース等）を案内したり、図書館資料に基づいて回答するサービス

## **(5) 図書の製作**

新点字図書館には、点字図書や録音図書などの複製図書を製作することが重要な役割として求められており、データのデジタル化など、情報環境の変化や多様化している利用者のニーズに対応して、図書の製作機能を充実する必要がある。

また、著作権法改正により、公共図書館でも録音図書などの複製図書の製作が認められるようになったが、県立図書館や市民図書館には、現在この機能がまだ確立していない。

このため、当分の間は、新点字図書館としてこの部分を補完していく必要がある。

- ① 司書等の専門職を配置し、利用者のニーズに沿った点字図書や録音図書の製作を行う
- ② 新点字図書館は、新図書館における複製図書の製作機能を補完する

## **(6) レファレンス・サービスの充実**

利用者が必要とする図書や情報を的確に提供するために、司書等の専門職の確保や新図書館との協力、連携を強化して、利用者の読書に関する課題解決を支援するレファレンス・サービスの充実に努める必要がある。

## **(7) 生活情報や地域情報の提供**

視覚に障害のある方が日常生活を送るために必要な、手紙や契約書などの生活情報や、地域イベントのチラシなどの簡単な地域情報を、電話やファックスで読み上げるなどのサービスを行うとともに、それぞれの市町村が広報紙の点訳や音訳を実施できるような支援も検討する必要がある。

また、「サピエ」を活用した地域情報の発信について、取り組んでいく必要がある。

#### 《サピエとは》

##### 視覚障害者情報総合ネットワーク

(日本点字図書館がシステム管理、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営)  
視覚障害者等に対する、点字、デイジーデータのダウンロードサービスをはじめ、地域、生活情報などの様々な情報を提供するネットワーク  
個人会員になると、点字・デイジーデータを全国どこからでもダウンロードでき、直接点字・デイジーデータを得られる。

##### ※平成 22 年 4 月現在

- 個人会員 「サピエ」加盟施設・団体に利用登録した個人(約 6, 000 人)
- 加盟施設 点字図書館や公共図書館、ボランティア団体、大学図書館など  
(約 205 施設・団体)
- データ数 点字図書、録音図書の書誌データベース 約 47 万件  
点字データ 10 万タイトル(毎年 9, 000 タイトル以上増加)

### 3 情報環境の変化に対応した利用者支援の充実

#### (1) デイジー図書等の利用促進

パソコン等の情報機器の普及やインターネットの利用、データのデジタル化など情報環境が急速に変化しているが、視覚障害者の中には、十分普及しているとはいえない状況がある。

情報機器等の利用を望む方に対し、新しい情報機器を有効に利用するための利用方法の習得を支援する必要がある。

一方では、点字図書やカセットテープ録音図書などの利用が必要な方も多いため、引き続き点字図書やカセットテープ録音図書の提供についても対応していかなければならない。

- ① 利用者が情報を入手するために必要な機器類の利用方法を習得できるよう、研修の充実に努める
- ② プレクストークなどのデイジー図書再生専用機の機器貸出しや利用支援を行う
- ③ 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の図書の利用支援を行う
- ④ 点字図書やカセットテープ録音図書の提供

## (2) パソコンやインターネットの利用支援

点字図書やカセットテープ録音図書の利用とともに、サピエ図書館の利用などにより幅広く情報を取得していくためには、パソコン操作の習熟やインターネットの利用が不可欠である。

そのために必要な、パソコン講座の開催をはじめとする支援を行っていく必要がある。

- ① パソコンや視覚障害者用ソフトの利用普及
- ② インターネットの利用による情報環境の整備
- ③ 図書や資料のデジタル化によるデータの利用促進

## 4 ボランティアの育成と協働の推進

点字図書館では、活字図書や資料を複製した点字図書・録音図書の貸出しや活字図書の対面読書などによって視覚障害者への情報提供を行っている。

こうした点字図書等の複製図書の製作や対面読書は、ボランティア活動によってその多くが担われているため、これらの活動を行っていくためのボランティアの育成は今後とも重要である。

また、点字図書・録音図書の製作、対面読書などの事業をより一層推進するためには、育成だけでなく、活動の支援や役割分担を明確にした専門性の確保など、ボランティアが十分な活動が継続できる支援が必要である。

また、県内の公共図書館等でも障害者サービスを実施するためには、市町村のボランティア養成に対する支援が必要である。

そのためにも、専門的なノウハウを持つ点字図書館として、県内の大学など高等教育機関やボランティア活動の実績を持つNPO等と協働して支援していく必要がある。

### (1) 点字図書館を支援するボランティアの育成

- ① 点字図書等を製作する点訳ボランティアの養成
- ② 音訳図書を製作したり、対面読書を行う音訳ボランティアの養成
- ③ その他必要なボランティアの養成

パソコンやインターネットなどの情報機器の利用支援や新点字図書館の運営をサポートするボランティア

- ④ 各市町村でのボランティア育成に対する支援

NPO等と協働した講師派遣などの支援

## (2) ボランティアの質の向上に対する支援

外国語、経済、法律などの専門的分野のニーズへの対応や、テキストデ  
ィー図書、マルチメディアディー図書などの新しいメディアによる複製図  
書の製作等の機能強化を図るため、ボランティアの専門性やスキルアップの  
ための研修の実施及び指導者の養成を行う。

## 5 新点字図書館の運営

新点字図書館の運営主体は高知市とし、県は必要な支援を行うことによりこ  
れまで以上に県内全域にサービスを提供する。

点字図書館の運営は、「公益性」、「公共性」の観点から、利用者、一般市民、  
外部の図書館司書、生活訓練指導員などの専門職、学識経験者なども含めた「運  
営協議会」を設置し、定期的に意見を聞いていくことで、運営についての透明  
性を確保する必要がある。

また、点訳図書や音訳図書を製作するための選書を行う「図書選定会議」(仮  
称)や、ボランティアとの協働を推進する「ボランティア連絡会議」(仮称)などの部会  
の設置についても検討し、柔軟な活動ができる体制づくりを行う必要がある。

## 第4 施設整備に関する基本的な考え方

### 1 施設整備にあたって配慮すべき事項

新点字図書館は、利用者が視覚に障害がある方々であることや、点字図書や録音図書は一般の図書と比べて収蔵スペースが広く必要であること、また、これまで視覚障害者に限定してきた利用を、視覚による読書に障害のある方に拡大することなどから、対象者が利用しやすい施設整備を検討する必要がある。

#### ① 新たな図書館における新点字図書館の配置

県市が一体的に整備する新図書館に併設する新点字図書館は、利用者が視覚に障害のある方であるため、災害時の避難等を考慮して、施設の1階に配置することが望ましい。

#### ② 必要なスペースの確保

- ・利用者が落ち着いて読書できる「閲覧専用室」や「対面読書室」などの専用スペース
- ・点字図書館活動の基本である複製図書の製作に必要な「録音編集室」「印刷・製本室」「校正室」などの専用のスペース
- ・ボランティアの育成や質の向上を図るための研修室
- ・今後ますます進歩するICT環境に対応するための「パソコン利用ブース」のほか「情報システム室」や「機器保管庫」など
- ・県内全域を対象としたサービスを行うために、図書発送のための「発送・作業室」
- ・今後、増加する蔵書に対応するための「点字図書用書庫」「録音図書用書庫」「図書原本資料保管書庫」「資料保管庫」
- ・読書を通じた視覚による読書に障害のある利用者の相談やニーズに対応するための「相談室」
- ・司書等の専門職員を含め、職員が活動するための「職員事務室」

#### ③ 施設の面積

他県の施設を参考に、700㎡から1,000㎡の範囲で示された施設面積については、さらに具体的に検討し、検討結果を速やかに公表する必要がある。

#### ④ 機器の整備

利用者のニーズや情報環境の変化に対応した機器を整備する必要がある。

## 2 ユニバーサルデザイン対応・建物のバリアフリー化

平成18年に「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が廃止統合され、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」が施行された。

また、高知県では平成9年に「ひとにやさしいまちづくり条例（通称：ひとまち条例）」が施行され、現在は、これら法律や条例に基づき、高齢者や障害者等の移動あるいは施設の利用上の利便性及び安全性に配慮したまちづくりが進められている。

新たな図書館の建築にあたっては、これらの基準を遵守することが求められるだけでなく、利用者の要望にも配慮する必要がある。

## おわりに

本検討委員会は、平成22年11月から3回検討を行い、このたび新点字図書館基本構想中間報告書（案）を取りまとめた。

現在の高知点字図書館は、その名称から点字が読める方しか利用できないといった印象を持たれていることや、施設の狭隘化や職員の専門性などの多くの課題を抱えていることから、利用率も低迷している。

一方、これまで高知点字図書館が行ってきた点字図書や録音図書の製作において、蓄積されたボランティアの人的財産やノウハウは、大きな財産といえる。新点字図書館は、こうした強みを活かすとともに、本文で述べたように、県内全域を対象に視覚による読書に障害のある方への支援を一層充実させていくべきである。

なお、限られた期間の中での検討となり、この中間報告書（案）の取りまとめまでに新点字図書館の設備やスペースについては十分な議論ができなかったため、今後さらに検討を行い、この結果を速やかに公表する。

視覚に障害があっても、読書ができ、知識や情報を得ることができる環境整備は必要不可欠である。新点字図書館において、利用者の多様なニーズに対応したきめ細かなサービスが提供されることを期待する。